

入 札 説 明 書

案件名

音声自動文字起こしサービス

- | | | |
|----|---------|--------|
| I | 入札説明書 | (頁)1～8 |
| II | 提出書類一覧表 | 8～9 |

令和6年2月19日

徳島県

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 提供すべきサービス
音声自動文字起こしサービス
- (2) 提供すべきサービスの規格、機能、特質等
音声自動文字起こしサービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) サービスの提供期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
 - ③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
 - ④ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者。
 - ⑤ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。
 - ⑥ 6に示した動作確認において、承認を受けた者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して、入札参加申込書提出締切日の1週間前までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

<参加資格申請書の提出場所>

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県経営戦略部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

3 入札説明書及び仕様書等の交付場所について

- (1) 配布期間：令和6年2月19日（月）から同年3月7日（木）午後5時まで
- (2) 配布場所：徳島県ホームページからダウンロードすること。

4 問合せ等について

本入札に関して質問がある場合は、次の方法によること。

- (1) 受付期間：令和6年2月29日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法：質問書に記載の上、電子メールで提出すること。
電子メール以外の方法によるものは受け付けない。
- (3) 提出先：徳島県経営戦略部人事課行政改革担当
メールアドレス gyokaku@mail.pref.tokushima.jp

5 入札参加申込書について

本件入札に参加しようとする者は、「入札参加申込書」を提出しなければならない。

- (1) 受付期間：令和6年2月19日（月）から同年3月7日（木）まで
- (2) 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）
- (3) 提出方法：持参又は郵便による。
- (4) 提出先：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県経営戦略部人事課行政改革担当

※郵送の場合は、書留郵便とし、令和6年3月7日（木）午後5時15分必着を期限とする。

※郵送の場合は、封筒の表面に「音声自動文字起こしサービス入札参加申込書」と朱書きすること。

6 動作確認について

本入札に参加しようとする者は、入札に付する音声自動文字起こしサービスについて「動作確認」を受け、徳島県庁のネットワーク環境において当該サービスが問題なく動作することが認められる必要がある。

(1) 動作確認の申込みについて

- ① 申込方法：次の宛先に動作確認申請書及び音声自動文字起こしサービスのテストアカウントを提出すること。

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課 ネットワーク担当

※テストアカウント以外に、動作確認のために必要となるものがある場合は、併せて提供を行うこと。

- ② 受付期間：令和6年2月19日（月）から同月27日（火）正午まで
- ③ 受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。なお、「②受付期間」に示す期間以降は受け付けないものとする。）
- ④ 提出方法：持参又は郵便による。

※郵送の場合は、書留郵便とし、令和6年2月26日（月）午後5時15分必着を期限とする。

※郵送の場合は、封筒の表面に「音声自動文字起こしサービス動作確認申請書」と朱書きすること。

(2) 動作確認における審査について

- ① 動作確認依頼者は、動作確認実施の上で必要な協力を行い、徳島県が説明を求めた場合は、これに回答するものとする。
- ② 提供する音声自動文字起こしサービスが、徳島県の環境で動作したとしても、徳島県のセキュリティ及び業務執行等に悪影響を与えると判断した場合は、当該サービスを非承認とする。
- ③ 動作確認は、平日の午前9時30分から午後6時00分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）に実施するものとする。
- ④ 令和6年3月11日（月）正午までに正常に動作することが確認できなかったサービスは非承認とする。
- ⑤ 徳島県は、令和6年3月11日（月）午後3時までに、動作確認依頼者に審査結果を回答することとする。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札執行、技術評価依頼書提出の日時及び場所

①日時

令和6年3月12日(火) 午前10時30分

②場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁11階 1105会議室

③入札書及び技術評価依頼書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

①入札の方法

総合評価落札方式による一般競争入札で行う。

②評価の方法

価格評価点と技術評価点を加算した総合評価により行い、評価の方法は、本入札の公告に示す「落札者決定基準」による。

③入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札案件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 「入札金額」は「音声自動文字起こしサービス」の1ヶ月あたりの利用料を記載するものとし、本利用料にはサービス提供に係る一切の経費が含まれるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 「入札案件」は、案件名を明確に記載すること。

カ 入札参加者は、入札案件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、本説明書に示す要件を満たした入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

キ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

- a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。
- b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
- ク 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ケ 入札書を封入する封筒には、入札書のみ封入すること。
- コ 誤って技術評価に必要な書類を入札書に同封して提出した場合、その場で該当の書類を別途再提出できないときは、それらの技術評価に必要な書類は提出されなかったものとして扱う。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。
- ② 記名のない入札。
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札案件」で物件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。
- ⑦ 郵便によりした入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

（4）開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

（5）再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札時に提出した証明書等の変

更をしてはならない。

(6) 技術評価依頼書の作成、提出等

有効な入札かつ予定価格の制限の範囲内の価格を提示した入札者は、入札時に技術評価依頼書を提出する。

技術評価依頼書は本説明書に示す様式を印刷して使用するものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 技術評価依頼書には提出者名、指定された評価環境提供に係る情報を記載しなければならない。また、指定する加点事項に該当する機能を有する場合は、技術評価依頼書にその旨を示すとともに、加点事項が実現可能であることを示す資料（指定様式なし）も併せて提出すること。加点事項については、必要に応じて追加の資料提出を求める場合があるので、指示に従うこと。また、本項で求める事項について示した作業手順書を添付すること。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。また、指定のある箇所について、英数字及び記号には全てフリガナを示すこと。

ウ 本依頼書で提示する評価環境については、次のとおりであること。

- (i) 評価環境はインターネットサービスとして提供されるものとし、「URL」「ID」「パスワード」の組合せによって、Webブラウザ（業務仕様を含むWebブラウザ）を利用してアクセスすることで、追加の手続きなく即座に利用できること。
- (ii) 評価環境は、落札した場合に提供する製品、またはその試用版であること。なお、試用版とは提供する製品の機能を試用のため一部制限した製品を言い、試用版を評価環境として提供した場合、落札者として決定したときには、その試用のための機能制限がない製品を提供しなければならない。
- (iii) 評価環境が、落札した場合に提供する製品またはその試用版であることを、技術評価依頼書により誓約すること。
- (iv) 評価環境の構築に当たり、ユーザー情報の指定が必要な場合、次のとおりユーザーを作成すること。

氏名：徳島 太郎
氏名（アルファベット）：tokushima tarou
メールアドレス：gyokaku@mail.pref.tokushima.jp
組織名：徳島県庁 部署名：人事課
パスワード：アルファベット大文字、小文字、数字及び記号を含む10文字以上

その他の事項は任意とするが、技術評価に支障のないようにすること。

- (v) 評価環境に、データの登録ができること。
- (vi) 利用に当たって、徳島県の環境へのサーバーの設置、プログラムのインストール等が不要であること。
- (vii) 操作手順書（指定様式なし）を添付すること。
- (viii) 評価環境に係る一切について、徳島県に費用の負担を求めることはできない。

- (ix) 技術評価依頼書を提出後、徳島県の承諾を受けずに評価環境の操作、設定変更等を行わないこと。
 - (x) 評価環境及びそのユーザーは、開札後3か月間削除しないこと。
- エ 徳島県が技術評価依頼書により提出された評価環境の動作が不調とみなした場合、徳島県から該当する事業者へ問合せを行う場合がある。評価環境の動作が不調とみられる状況に起因して令和6年3月19日（火）午後5時までに技術評価ができなかった場合、技術評価点は0点とし、失格とする。
- オ 入札時に技術評価提案書の提出を行わない者は、失格とする。
- カ 採点過程は非公開とする。

(6) 落札

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内の価格を提示するとともに、入札時に提出する技術評価依頼書により、後日実施する「落札者決定基準」に基づく評価の上、その価格評価点及び技術評価点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点および価格評価点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時および場所については、別途指示する。）

なお、契約の相手方を決定した場合は、徳島県ホームページへ掲載する。

8 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に所定の契約書等により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市万代町1丁目1番地
所属名 徳島県経営戦略部人事課

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 契約金額改定

公租公課の増減が生じた場合は、契約金額を改定する。

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約後に判明した場合は契約を解除する。

9 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」とおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

10 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にとってはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 入札書提出時

(1) 入札書 1通

入札書を封書に入れ「入札案件 音声自動文字起こしサービス」と記載すること。入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。封入時に誤って技術評価に必要な書類を入札書に同封して提出した場合、その場で該当の書類を別途再提出できないときは、技術評価に必要な書類の提出を行わなかったものとして扱う。

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

本人確認のため、住所・氏名・顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。

(3) 技術評価依頼書 1通

必要事項を記載し提出すること。指定された項目についての手順書を添付すること。また、加点事項に該当する機能を有する場合は、実現できることを示す資料及び手順書を提出すること。

なお、「技術評価依頼書」を提出する際は、封書に入れ「音声自動文字起こしサービス技術評価依頼書」と記載すること。提出前に記載内容の確認を行うので、持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

2 再入札時

(1) 再入札書及び封筒の予備 1通

再入札書を持参し、再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。